



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年9月30日火曜日 第2003号

◇ 目次 ◇

規 則

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則..... 984
 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... 984
 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則..... 985

告 示

特約業者の指定の取消し 1010
 愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更 1010
 指定居宅サービス事業者の指定 1010
 指定居宅介護支援事業者の指定 1010
 指定介護予防サービス事業者の指定 1010
 指定介護老人福祉施設の指定 1011
 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更 1011
 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更 1011
 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更 1012
 指定居宅サービス事業の廃止 1012

指定居宅介護支援事業の廃止 1012
 指定介護予防サービス事業の廃止 1013
 指定介護療養型医療施設の指定の辞退 1013
 愛媛県証紙売りさばき人の指定 1013
 道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線） 1013
 道路の区域変更（県道湯谷口川内線） 1013
 道路の供用開始（ " ） 1014
 道路の供用開始（県道長浜保内線） 1014

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令 1014

公 告

人事行政の運営等の状況の公表 1017

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程 1055

規 則

○愛媛県規則第53号

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第1条関係）						別表（第1条関係）					
名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間	名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
省略						省略					
愛媛県立今治高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	繊維エンジニア科	<u>20人</u>	1年	愛媛県立今治高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	繊維エンジニア科	<u>30人</u>	1年
省略			省略			省略			省略		

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第54号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（県民環境部各課の所掌事務）</p> <p>第9条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 自然保護課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>鳥獣</u>の保護及び狩猟に関すること。</p> <p>(5) <u>野生動植物の多様性の保全に関すること。</u></p> <p>(6) 省略</p>	<p>（県民環境部各課の所掌事務）</p> <p>第9条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 自然保護課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>野生生物</u>の保護及び狩猟に関すること。</p> <p>(5) 省略</p>

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

○愛媛県規則第55号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則を次のように定める。

平成20年9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定希少野生動植物の保護

第1節 特定希少野生動植物の指定（第3条・第4条）

第2節 個体の取扱いに関する規制（第5条 - 第8条）

第3節 生息地等の保護に関する規制（第9条 - 第17条）

第4節 保護管理事業（第18条 - 第21条）

第3章 野生動植物保護推進員（第22条）

第4章 雑則（第23条 - 第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 特定希少野生動植物の保護

第1節 特定希少野生動植物の指定

（特定希少野生動植物の指定等の案の公告）

第3条 条例第9条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項を愛媛県報（以下「県報」という。）に掲載して行うものとする。

(1) 指定をしようとする希少野生動植物又は指定の解除をしようとする特定希少野生動植物の名称

(2) 指定又は指定の解除をしようとする理由

（特定希少野生動植物の指定に係る公聴会）

第4条 知事は、条例第9条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、その日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認められた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の公示は、公聴会の日の3週間前までに行うものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた公述人は、公聴会の日の1週間前までに、当該公聴会において意見を聴こうとする案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書を知事に提出しなければならない。

4 公聴会は、知事が指名する職員が議長として主宰する。

- 5 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席していないときは、その者が提出した意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。
- 6 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 7 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 8 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 9 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 10 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、当該公聴会の経過に関する事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第2節 個体の取扱いに関する規制

(捕獲等の禁止の適用除外)

第5条 条例第12条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- (2) 大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること(あらかじめ知事に届け出たもの(公立の大学(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。)にあっては、知事に通知したもの)に限る。)。
- (3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
 - ア 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の3若しくは第38条又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの
 - イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするのであって、次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ知事に届け出たものに限る。)。
 - ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。
 - イ 測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法(昭和25年法律第102号)第5条第1項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。
 - ウ 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イから八まで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号八に掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。
 - エ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。
 - オ 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。)を使用して行うものを除く。)をいう。以下同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。
 - カ 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。
 - キ 道路を設置し、又は管理すること。
 - ク 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
 - ケ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
 - コ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を設置し、又は管理すること。
 - サ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。
 - シ 航路標識法(昭和24年法律第99号)第1条第2項に規定する航路標識(以下「航路標識」という。)その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
 - ス 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
 - セ 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
 - ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。
 - タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を設置し、又は管理すること。
 - チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。
 - ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。

- テ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
- ト 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
- ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ニ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- ヌ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- ネ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物若しくは同法第134条第1項の規定により選定された重要な文化的景観又は愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第10条第1項の規定により指定された県指定有形文化財、同条例第32条第1項の規定により指定された県指定有形民俗文化財若しくは同条例第37条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為
- ノ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第4条に規定する鉱業、採石法（昭和25年法律第291号）第10条第1項第3号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利採取業を行うこと。
- ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- ヒ 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為

（捕獲等の目的）

第6条 条例第13条第1項の規則で定める目的は、教育の目的、特定希少野生動植物の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他特定希少野生動植物の保護に資すると認められる目的とする。

（捕獲等の許可の申請及び許可証等）

第7条 条例第13条第2項の規定による許可の申請は、特定希少野生動植物捕獲等許可申請書（届出書）（様式第1号）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び写真を添付しなければならない。

- (1) 捕獲等をする区域（移動又は移植をしようとする場合にあっては、移動又は移植をする区域を含む。）の状況を明らかにした図面
- (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培し、又は繁殖させようとする場合にあっては、飼養栽培施設又は繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及びカラー写真
- (3) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

3 条例第13条第5項の許可証（以下この条において「許可証」という。）の様式は、特定希少野生動植物捕獲等許可証（様式第2号）とする。

4 条例第13条第6項の規定による従事者証の交付の申請は、特定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書（様式第3号）を知事に提出して行うものとする。

5 条例第13条第6項の従事者証（以下この条において「従事者証」という。）の様式は、特定希少野生動植物捕獲等従事者証（様式第4号）とする。

6 条例第13条第7項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、特定希少野生動植物捕獲等許可証（従事者証）再交付申請書（様式第5号）を知事に提出して行うものとする。

7 条例第13条第1項の許可を受けた者は、その許可が効力を失った日から起算して30日以内に許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

8 条例第13条第1項の許可を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の捕獲等の場所別の数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。

9 条例第13条第7項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

（個体の取扱方法）

第8条 条例第13条第9項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 個体を飼養栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。
- (2) 個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

第3節 生息地等の保護に関する規制

(特定希少野生動植物保護区の指定の公告)

第9条 条例第19条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項を県報に掲載して行うものとする。

- (1) 特定希少野生動植物保護区の名称
- (2) 条例第19条第2項に規定する指定の区域等の案
- (3) 前号に掲げる事項の縦覧場所

(特定希少野生動植物保護区の指定等に係る公聴会)

第10条 第4条の規定は、条例第19条第6項(条例第21条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により開催する公聴会について準用する。

(特定希少野生動植物保護区における行為の許可の申請)

第11条 条例第20条第2項の規定による許可の申請は、特定希少野生動植物保護区内行為許可申請書(届出書)(様式第6号)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び写真を添付しなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及びカラー写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(既着手行為の届出)

第12条 条例第20条第5項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 行為者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為の場所
- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行方法
- (7) 行為の着手日及び完了予定日

2 条例第20条第5項の規定による届出は、特定希少野生動植物保護区内既着手行為届出書(様式第7号)を知事に提出して行わなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる図面及び写真を添付しなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及びカラー写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(特定希少野生動植物保護区における許可を要しない行為)

第13条 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。

ウ 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

オ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

カ 測量法第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。

キ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特定希少野生動植物保護区が指定された際に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第20条第1項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第41条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。

ク 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ケ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

- コ 海洋水産資源開発促進法第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- シ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ス 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築することを含む。）。
- セ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。
- ソ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- タ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
- テ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ト 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- ナ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ニ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- ヌ 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ネ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ノ 電柱を設置すること。
- ハ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
- ヒ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- フ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
- ヘ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- ホ 送水管を農地に埋設すること。
- マ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
- ミ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。
- ム 宅地のよう壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
- メ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- モ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（イ又はロに掲げる工作物の改築又は増築にあっては、改築後又は増築後においてイ又はロに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。
- (ア) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの
- (イ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
- (ロ) 旗ざおその他これに類するもの
- (エ) 門、塀、給水設備又は消火設備
- (オ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備
- (カ) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）
- (キ) 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
- ヤ 条例第20条第1項の規定による許可を受けた行為（条例第41条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- (2) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- (3) 条例第20条第1項第3号に掲げる行為であって、次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- イ 鉱業法第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試すいを行うこと。
- ウ 露天掘りでない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。

- オ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。
- カ 水又は温泉をゆう出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が30センチメートル以下のものであって周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。
- キ 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ知事に届け出たもの（公立の大学にあっては、知事に通知したもの）に限る。）。
- (4) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- (5) 条例第20条第1項第5号に掲げる行為であって、次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ウ 特定希少野生動植物保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 条例第20条第1項第6号に掲げる行為であって、次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において高さ10メートル以下の木竹を伐採すること。
- イ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐すること（単木択伐に限る。）。
- ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
- エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
- カ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
- キ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
- (7) 条例第20条第1項第8号に掲げる行為であって、次に掲げるもの
- ア 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第3項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設から汚水又は廃水を排出すること。
- イ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
- ウ 船舶から冷却水を排出すること。
- エ 下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道及び同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下同じ。）に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。
- オ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。
- カ 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
- キ 水道法第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。
- ク 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第1号に規定する船舶又は同条第10号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。
- (8) 条例第20条第1項第9号に掲げる行為であって、次に掲げるもの
- ア 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- イ 海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ウ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- エ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- カ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- キ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第1項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。
- ク 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ケ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条の規定により不定

期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

コ 港湾法第4条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 保安林の区域等における森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第20条第1項第6号、第9号及び第11号から第13号までに掲げるものを除く。）

イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の11第1項第1号に規定する事業又は工事を実施する行為にあっては条例第20条第1項第12号及び第13号に掲げるものを、その他の行為にあっては条例第20条第1項第9号及び第11号から第13号までに掲げるものを除く。）

ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げるものを除く。）

エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げるもの

(イ) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ウ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(エ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(オ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(キ) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

オ 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為（条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げるものを除く。）

カ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げるものを除く。）

キ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げる行為を除く。）。

ク 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物若しくは同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は愛媛県文化財保護条例第10条第1項の規定により指定された県指定有形文化財、同条例第32条第1項の規定により指定された県指定有形民俗文化財若しくは同条例第37条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げるものを除く。）

ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

コ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

サ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

シ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ス 工作物の修繕のための行為

(10) 条例第20条第6項第3号に掲げる行為に附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為

（非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出）

第14条 条例第20条第7項の規定による届出は、特定希少野生動植物保護区内非常災害対策応急措置行為届出書（様式第8号）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図を添付しなければならない。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第15条 条例第21条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第5条第4号二、第13条第1号工、カ若しくはハ又は同条第9号コからスまでに掲げる行為

(2) 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそのための標識を設置すること。

(3) 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

(4) 測量法第3条の規定による測量又は水路業務法第2条第1項の規定による水路測量を行うこと。

(5) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。

(6) 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和47年法

律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

- (7) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は愛媛県文化財保護条例第37条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。)
- (8) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。
- (9) 前各号に掲げる行為に附随する行為
(立入制限地区内への立入りの許可の申請)

第16条 条例第21条第5項の規定による許可の申請は、立入制限地区内立入許可申請書(様式第9号)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、位置図及び立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付しなければならない。

(立入制限地区の指定の公告)

第17条 条例第21条第7項において読み替えて準用する条例第19条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項を県報に掲載して行うものとする。

- (1) 立入制限地区の名称
- (2) 立入制限地区の指定の区域の案
- (3) 前号に掲げる事項の縦覧場所

第4節 保護管理事業

(保護管理事業の確認の申請)

第18条 市町は、条例第27条第2項の確認を受けようとするときは、保護管理事業(変更)確認申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、保護管理事業の事業計画書を添付しなければならない。

(保護管理事業の認定の申請)

第19条 国等以外の者は、条例第27条第3項の認定を受けようとするときは、保護管理事業(変更)認定申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保護管理事業の事業計画書
- (2) 申請者の略歴を記載した書類(法人その他の団体にあつては、現に行っている業務又は活動の概要を記載した書類)
- (3) 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (4) 法人以外の団体にあつては、当該団体の構成員の住所及び氏名並びに代表者の略歴を記載した書類その他知事が必要と認める書類

3 条例第27条第3項の認定を受けた者が、住所又は氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名、法人以外の団体にあつては名称又は代表者の住所若しくは氏名)を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(認定保護管理事業の告示)

第20条 条例第27条第4項の規定による告示は、認定を受けた保護管理事業を行う者の住所及び氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、法人以外の団体にあつては名称並びに代表者の住所及び氏名)並びに認定を受けた保護管理事業の事業計画を県報に掲載して行うものとする。

(保護管理事業の廃止等の通知)

第21条 条例第29条第1項の規定による通知は、認定保護管理事業廃止等通知書(様式第12号)を速やかに知事に提出して行わなければならない。

第3章 野生動植物保護推進員

第22条 条例第40条第4項の規則で定める調査は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定希少野生動植物の個体に関する研究又は教育を目的とする調査であつて、あらかじめ知事に届け出たもの
- (2) 特定希少野生動植物の個体の保護のための移動又は移植を目的とする調査であつて、あらかじめ知事に届け出たもの

2 知事は、推進員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又は条例の規定に違反し、その他推進員たるにふさわしくない非行があつたときは、その推進員を解任することができる。

3 推進員は、第1項各号に掲げる調査のために特定希少野生動植物の捕獲等をするときは、愛媛県野生動植物保護推進員証(様式第13号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 推進員は、第1項各号に掲げる調査のために特定希少野生動植物の捕獲等をしたときは、知事が定めるところにより知事に報告するものとする。

第4章 雑則

(国等に関する協議の適用除外等)

第23条 条例第41条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をする場合であつて、次に掲げるとき。

ア 国等の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をするとき(あらかじめ知事に通知したときに限る。)

- イ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をするとき（捕獲等をした後30日以内に知事に通知したときに限る。）。
- ウ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするとき。
- (ア) 砂防法第2条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第1条に規定する砂防工事を行うこと。
 - (イ) 海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第2条第1項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。
 - (ウ) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
 - (エ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第8条に規定する河川工事を行うこと。
 - (オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
 - (カ) 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくほた山崩壊防止工事を行うこと。
 - (キ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為若しくは同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査又は愛媛県文化財保護条例第10条第1項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第32条第1項の規定による県指定有形民俗文化財の指定若しくは同条例第37条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為
 - (ク) 第5条第4号ネに掲げる行為（あらかじめ知事に通知したものに限る。）。
 - (ケ) 法令に基づき国等の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- エ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって、次に掲げる行為に伴うとき。
- (ア) 第5条第4号アからヒまで（ネを除く。）に掲げる行為
 - (イ) 砂防法第2条の規定により指定された土地以外の土地において同法第1条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
 - (ウ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域以外の区域において同法第3条第2項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
 - (エ) 雪崩の防止のための工事を行うこと。
 - (オ) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。
 - (カ) 下水道を設置し、又は管理すること。
- オ 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務として行うとき。
- (2) 条例第20条第1項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって、次に掲げるとき。
- ア 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって、次に掲げるとき。
- (ア) 下水道を改築し、又は増築するとき。
 - (イ) ダム又は湖沼水位調節施設を改築するとき。
 - (ウ) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置するとき。
- イ 国等の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取するとき（あらかじめ知事に通知したときに限る。）。
- ウ 条例第20条第1項第9号に掲げる行為をする場合であって、次に掲げるとき。
- (ア) 漁港漁場整備法第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるとき。
 - (イ) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるとき。
 - (ウ) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用するとき。
 - (エ) 国等の試験研究機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるとき（あらかじめ知事に通知したときに限る。）。
 - (オ) 法令に基づき国等の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるとき。
 - (カ) 自衛隊が車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるとき。
- エ 国等の試験研究機関が、試験研究のために野生生物の個体その他の物の捕獲等をするとき。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、次に掲げるとき。
- (ア) ダム又は湖沼水位調節施設を管理するとき（条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げる行為をするときを除く。）。
 - (イ) 都市公園等を設置し、又は管理するとき（条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げる行為をするとき、並びに都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するとき（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる改築又

は増築をするときを含む。)を除く。)

- (ウ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定のための行為、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査又は愛媛県文化財保護条例第10条第1項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第32条第1項の規定による県指定有形民俗文化財の指定若しくは同条例第37条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為をするとき。

- (エ) 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をするとき。

カ アからオまでに掲げるものに附帯する行為をするとき。

- (3) 条例第21条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって、次に掲げる行為をするものであるとき。

ア 雪崩の防止のための施設を設置すること。

イ 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第6条第1項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。

ウ 国等の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病虫害等(それらの卵を含む。)の捕獲等をする(あらかじめ知事に通知したものに限る。)

エ 第1号ウ(キ)に掲げる行為

オ 第5条第4号ネに掲げる行為

カ 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。

キ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。

ク 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第3条第1項に規定する自衛隊の任務として行う行為

ケ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為

コ アからケまでに掲げる行為に附帯する行為

- 2 条例第41条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって、前項第2号ア(ア)から(ウ)までに掲げるとき。

- (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

ア 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第3条第1項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

イ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ウ 都市公園等を設置し、又は管理する場合(都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するとき(改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる改築又は増築をするときを含む。)を除く。)

エ 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定のための行為、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査又は愛媛県文化財保護条例第10条第1項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第32条第1項の規定による県指定有形民俗文化財の指定若しくは同条例第37条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為をする場合

オ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ 前項第2号ウ(エ)を除く。)に掲げる場合

- (3) 前2号に掲げるものに附帯する行為をする場合

(教育又は学術研究のための捕獲等の届出等)

第24条 第5条第2号及び第4号の規定による届出は、特定希少野生動植物捕獲等許可申請書(届出書)を知事に提出して行うものとする。

- 2 第7条第2項の規定は、前項の届出書について準用する。

(教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出)

第25条 第13条第3号キの規定による届出は、特定希少野生動植物保護区内行為許可申請書(届出書)を知事に提出して行うものとする。

- 2 第11条第2項の規定は、前項の届出書について準用する。

(添付図書の省略)

第26条 条例第13条第1項、第20条第1項若しくは第21条第4項第3号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は条例第20条第5項若しくは第7項若しくはこの規則第5条第2号若しくは第4号若しくは第13条第3号キの規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあっては、第7条第2項(第24条第2項において準用する場合を含む。)、第11条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)、第12条第3項、第14条第2項又は第16条第2項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は写真(第3項において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

- 2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

- 3 第1項に該当するもののほか、条例第13条第2項、第20条第2項若しくは第21条第5項の規定による許可の申請又は条例第20条第5項

若しくは第7項若しくはこの規則第5条第2号若しくは第4号若しくは第13条第3号キの規定による届出に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

(身分証明書)

第27条 条例第15条第2項、第23条第3項及び第24条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第14号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

様式第1号(第7条、第24条関係) 特定希少野生動植物捕獲等許可申請書(届出書)

特定希少野生動植物捕獲等許可申請書(届出書)		年 月 日	
愛媛県知事 様			
住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
申請(届出)者			
氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ⑩			
捕獲等をしようとする個体	種 名		
	数 量		
捕獲等をする目的及び必要性			
捕獲等をする区域及び当該区域の状況			
捕獲等の方法			
捕獲等をした個体の輸送方法(生きている個体の場合に限る。)			
捕獲等をしようとする期間			
捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合	飼養栽培場所の所在地		
	飼養栽培施設の規模及び構造		
	飼養栽培の取扱者	住 所	
		氏 名	
職業及び飼養栽培に関する経歴			
捕獲等をした個体を繁殖させようとする場合	繁殖場所の所在地		
	繁殖施設の規模及び構造		
	繁殖の取扱者	住 所	
		氏 名	
職業及び繁殖に関する経歴			

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 記名押印に代えて署名することができる。
- 4 「種名」の欄は、卵又は種子を採取しようとする場合にあっては、その旨を記述すること。
- 5 「捕獲等をする区域及び当該区域の状況」の欄には、捕獲等をする区域(移動又は移植をしようとする場合にあっては、移動又は移植をする区域を含む。以下同じ。)の所在地、捕獲等をしようとする種の個体の生息又は生育の状況並びに当該個体の生息地又は生育地及びその周辺の環境について詳細に記載すること。
- 6 「捕獲等の方法」の欄には、捕獲等に係る方法又は使用する器具若しくは材料の名称等を記載すること。
- 7 次に掲げる図面及び写真を添付すること。
- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
 - (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培し、又は繁殖させようとする場合にあっては、飼養栽培施設又は繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及びカラー写真
 - (3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

様式第2号(第7条関係) 特定希少野生動植物捕獲等許可証

(表)

特定希少野生動植物捕獲等許可証			第 年 月 日
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
愛媛県知事			印
住所又は主たる事務所の所在地			
氏名又は名称及び代表者の氏名			
種	名		
数	量		
目	的		
区	域		
方	法		
条	件		

(裏)

注 意

- 1 この許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
- 2 この許可証は、その効力を失った日から起算して30日以内に、愛媛県知事に返納しなければならない。
- 3 この許可証を返納する際、次の欄に所要事項を記入することにより、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則(平成20年愛媛県規則第55号)第7条第8項の規定による報告とすることができる。

捕獲等の場所	捕獲等をした数量	処置の概要

注 市町名及び大字名ごとに実施した内容をまとめて記入すること。

様式第3号(第7条関係) 特定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書

特定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書 年 月 日		
愛媛県知事 様		
住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 申請者		
氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊞		
特定希少野生動植物 捕獲等許可証	番 号 交 付 年 月 日	第 号 年 月 日
捕獲等に 従事する 者	1	住 所
		氏 名
	2	住 所
		氏 名
	3	住 所
		氏 名
	4	住 所
		氏 名
	5	住 所
		氏 名

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。

様式第4号(第7条関係) 特定希少野生動植物捕獲等従事者証

(表)

特定希少野生動植物捕獲等従事者証				第	年	月	号
				年	月	日	日
有効期間	年	月	日から	年	月	日まで	
愛媛県知事							印
住	所						
氏	名						
特定希少野生動植物捕獲等							
許 可 証 の 番 号							
種	名						
数	量						

(裏)

目	的	
区	域	
方	法	
条	件	

注 意

- 1 この従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
- 2 この従事者証は、その効力を失った日から起算して30日以内に、愛媛県知事に返納しなければならない。

様式第5号(第7条関係) 特定希少野生動植物捕獲等許可証(従事者証)再交付申請書

特定希少野生動植物捕獲等許可証(従事者証)再交付申請書 年 月 日		
愛媛県知事 様		
住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
申請者		
氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊞		
亡失し、又は滅失した特定希少野生動植物捕獲等許可証(従事者証)	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
亡失し、又は滅失した事情		

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 記名押印に代えて署名することができる。

様式第6号（第11条、第25条関係） 特定希少野生動植物保護区内行為許可申請書（届出書）

特定希少野生動植物保護区内行為許可申請書（届出書）		
愛媛県知事	様	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
申請（届出）者		
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊟		
特定希少野生動植物保護区の名	称	
行為の種類		
行為の目的及び必要性		
行為の場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法		
行為の着手及び完了の予定日	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 「行為の種類」の欄には、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第20条第1項各号に掲げる行為の区分により記載すること。

5 「行為の場所」の欄には、市町名、大字名及び地番又は地先を記載すること。

6 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。

7 「行為の施行方法」の欄には、次により必要な事項を記載するとともに、特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為の影響を軽減するための方法を記載すること。

- (1) 条例第20条第1項第1号に掲げる行為にあっては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料
 - (2) 条例第20条第1項第2号に掲げる行為にあっては、施行面積及び行為の方法
 - (3) 条例第20条第1項第3号に掲げる行為にあっては、鉤物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積
 - (4) 条例第20条第1項第4号に掲げる行為にあっては、埋立て又は干拓の面積及び工事の方法
 - (5) 条例第20条第1項第5号に掲げる行為にあっては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量並びに使用する設備
 - (6) 条例第20条第1項第6号に掲げる行為にあっては、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、伐採木竹の樹齢及び胸高直径、伐採材積並びに伐採設備
 - (7) 条例第20条第1項第7号に掲げる行為にあっては、捕獲等をする野生動植物の種の個体その他の物の種類、数量及び捕獲等の方法
 - (8) 条例第20条第1項第8号に掲げる行為にあっては、汚水又は廃水の水質、排出の時期及び量並びに排水の方法又は設備
 - (9) 条例第20条第1項第9号に掲げる行為にあっては、使用する車馬若しくは動力船又は着陸させる航空機の種類及び数、使用又は着陸の方法並びに当該行為に係る土地の範囲及び面積
 - (10) 条例第20条第1項第10号に掲げる行為にあっては、当該行為に係る個体の種類、量及び方法
 - (11) 条例第20条第1項第11号に掲げる行為にあっては、散布する物質の種類、量及び方法
 - (12) 条例第20条第1項第12号に掲げる行為にあっては、当該行為の及ぶ面積及び使用設備
 - (13) 条例第20条第1項第13号に掲げる行為にあっては、観察の頻度及び方法並びに使用器具
- 8 次に掲げる図面及び写真を添付すること。
- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及びカラー写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

様式第7号(第12条関係) 特定希少野生動植物保護区内既着手行為届出書

特定希少野生動植物保護区内既着手行為届出書 年 月 日		
愛媛県知事	様	
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	届出者	
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟	
特定希少野生動植物保護区の名	称	
行為の種類		
行為の目的及び必要性		
行為の場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法		
行為の着手日及び完了予定日	着手年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「行為の種類」の欄には、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)第20条第1項各号に掲げる行為の区分により記載すること。
- 4 「行為の場所」の欄には、市町名、大字名及び地番又は地先を記載すること。
- 5 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。
- 6 「行為の施行方法」の欄には、次により必要な事項を記載するとともに、特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為の影響を軽減するための方法を記載すること。
- (1) 条例第20条第1項第1号に掲げる行為にあっては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料
 - (2) 条例第20条第1項第2号に掲げる行為にあっては、施行面積及び行為の方法
 - (3) 条例第20条第1項第3号に掲げる行為にあっては、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積
 - (4) 条例第20条第1項第4号に掲げる行為にあっては、埋立て又は干拓の面積及び工事の方法
 - (5) 条例第20条第1項第5号に掲げる行為にあっては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量並びに使用する設備
 - (6) 条例第20条第1項第6号に掲げる行為にあっては、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、伐採木竹の樹齢及び胸高直径、伐採材積並びに伐採設備
 - (7) 条例第20条第1項第7号に掲げる行為にあっては、捕獲等をする野生動植物の種の個体その他の物の種類、数量及び捕獲等の方法
 - (8) 条例第20条第1項第8号に掲げる行為にあっては、汚水又は廃水の水質、排出の時期及び量並びに排水の方法又は設備
 - (9) 条例第20条第1項第9号に掲げる行為にあっては、使用する車馬若しくは動力船又は着陸させる航空機の種類及び数、使用又は着陸の方法並びに当該行為に係る土地の範囲及び面積
 - (10) 条例第20条第1項第10号に掲げる行為にあっては、当該行為に係る個体の種類、量及び方法
 - (11) 条例第20条第1項第11号に掲げる行為にあっては、散布する物質の種類、量及び方法
 - (12) 条例第20条第1項第12号に掲げる行為にあっては、当該行為の及ぶ面積及び使用設備
 - (13) 条例第20条第1項第13号に掲げる行為にあっては、観察の頻度及び方法並びに使用器具
- 7 次に掲げる図面及び写真を添付すること。
- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及びカラー写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

様式第 8 号（第14条関係） 特定希少野生動植物保護区内非常災害対策応急措置行為届出書

特定希少野生動植物保護区内非常災害対策応急措置行為届出書 年 月 日	
愛媛県知事	様
届出者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
	氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊟
特定希少野生動植物保護区の名 称	
行 為 の 種 類	
行為の目的及び必要性	
行 為 の 場 所	
行為地及びその付近の状況	
行 為 の 施 行 方 法	
行為の完了（予定）日	完了(予定)年月日 年 月 日

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 記名押印に代えて署名することができる。
- 4 「行為の種類」の欄には、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第20条第 1 項各号に掲げる行為の区分により記載すること。
- 5 「行為の場所」の欄には、市町名、大字名及び地番又は地先を記載すること。
- 6 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。
- 7 「行為の施行方法」の欄には、次により必要な事項を記載するとともに、特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為の影響を軽減するための方法を記載すること。
- (1) 条例第20条第 1 項第 1 号に掲げる行為にあっては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料
 - (2) 条例第20条第 1 項第 2 号に掲げる行為にあっては、施行面積及び行為の方法
 - (3) 条例第20条第 1 項第 3 号に掲げる行為にあっては、鉋物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積
 - (4) 条例第20条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあっては、埋立て又は干拓の面積及び工事の方法
 - (5) 条例第20条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあっては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量並びに使用する設備
 - (6) 条例第20条第 1 項第 6 号に掲げる行為にあっては、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、伐採木竹の樹齢及び胸高直径、伐採材積並びに伐採設備
 - (7) 条例第20条第 1 項第 7 号に掲げる行為にあっては、捕獲等をする野生動植物の種の個体その他の物の種類、数量及び捕獲等の方法
 - (8) 条例第20条第 1 項第 8 号に掲げる行為にあっては、汚水又は廃水の水質、排出の時期及び量並びに排水の方法又は設備
 - (9) 条例第20条第 1 項第 9 号に掲げる行為にあっては、使用する車馬若しくは動力船又は着陸させる航空機の種類及び数、使用又は着陸の方法並びに当該行為に係る土地の範囲及び面積
 - (10) 条例第20条第 1 項第10号に掲げる行為にあっては、当該行為に係る個体の種類、量及び方法
 - (11) 条例第20条第 1 項第11号に掲げる行為にあっては、散布する物質の種類、量及び方法
 - (12) 条例第20条第 1 項第12号に掲げる行為にあっては、当該行為の及ぶ面積及び使用設備
 - (13) 条例第20条第 1 項第13号に掲げる行為にあっては、観察の頻度及び方法並びに使用器具
- 8 行為地の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図を添付すること。

様式第9号(第16条関係) 立入制限地区内立入許可申請書

立入制限地区内立入許可申請書		年 月 日
愛媛県知事 様		
申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟		
立入制限地区	名称 位置	
立入りの目的となる行為		
立ち入る者の数		
立入りの方法		
立入開始予定日		年 月 日
立入りの予定期間		

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 「立入りの方法」の欄には、行為の内容及び立入りの頻度を記載すること。
 4 位置図及び立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付すること。

様式第10号（第18条関係） 保護管理事業（変更）確認申請書

保護管理事業（変更）確認申請書		年 月 日
愛媛県知事 様		
市 町 名		
申請者		
代表者氏名		印
保護管理事業の対象となる 特定希少野生動植物		
保護管理事業の目的		
保護管理事業を実施 しようとする区域		
保護管理事業の概要		
保護管理事業開始予定日	年 月 日	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 保護管理事業の事業計画書を添付すること。

様式第11号（第19条関係） 保護管理事業（変更）認定申請書

保護管理事業（変更）認定申請書		年 月 日
愛媛県知事 様		
申請者		
住所（法人にあっては主たる事務所の所在地、 法人以外の団体にあつては代表者の住所）		
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び 代表者の氏名）		㊟
保護管理事業の対象となる 特定希少野生動植物		
保護管理事業の目的		
保護管理事業を実施 しようとする区域		
保護管理事業の概要		
保護管理事業開始予定日	年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 保護管理事業の事業計画書

(2) 申請者の略歴を記載した書類（法人その他の団体にあつては、現に行っている業務又は活動の概要を記載した書類）

(3) 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類

(4) 法人以外の団体にあつては、当該団体の構成員の住所及び氏名並びに代表者の略歴を記載した書類その他知事が必要と認める書類

様式第12号（第21条関係） 認定保護管理事業廃止等通知書

認定保護管理事業廃止等通知書	
愛媛県知事	年 月 日
様	
申請者	住 所（法人にあっては主たる事務所の所在地、 法人以外の団体にあっては代表者の住所）
	氏 名（法人その他の団体にあっては、名称及び 代表者の氏名） ㊟
認 定 を 受 け た 日	年 月 日
廃 止 等 を す る 理 由	
廃止等をする日又は予定日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 記名押印に代えて署名することができる。

様式第13号（第22条関係） 愛媛県野生動植物保護推進員証

（表）

愛媛県野生動植物保護推進員証				第	号
写 真	住 所				
	氏 名				
	任 期	年 月 日から			
		年 月 日まで			
<p>上記の者は、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第40条第1項に規定する野生動植物保護推進員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事 印</p>					

（裏）

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（抜粋）

（野生動植物保護推進員）

第40条 知事は、野生動植物の多様性の保全に熱意と識見を有する者のうちから、野生動植物保護推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 野生動植物の多様性の保全に関する啓発をすること。
- (2) 野生動植物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。
- (3) 希少野生動植物の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ希少野生動植物の保護のため必要な助言をすること。
- (4) 野生動植物の保護に関する活動を行うものに対し、その活動の支援に必要な助言及び指導をすること。
- (5) 野生動植物の多様性の保全のため県又は市町が行う施策に必要な協力をすること。

3 推進員の任期は、3年とする。

4 推進員が特定希少野生動植物の個体に関する調査で規則で定めるもののためにする捕獲等については、第13条の規定は、適用しない。

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則
（平成20年愛媛県規則第55号）（抜粋）

第3章 野生動物保護推進員

第22条 条例第40条第4項の規則で定める調査は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定希少野生動植物の個体に関する研究又は教育を目的とする調査であって、あらかじめ知事に届け出たもの
 - (2) 特定希少野生動植物の個体の保護のための移動又は移植を目的とする調査であって、あらかじめ知事に届け出たもの
- 2 知事は、推進員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又は条例の規定に違反し、その他推進員たるにふさわしくない非行があったときは、その推進員を解任することができる。
- 3 推進員は、第1項各号に掲げる調査のために特定希少野生動植物の捕獲等をするときは、愛媛県野生動植物保護推進員証（様式第13号）を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 推進員は、第1項各号に掲げる調査のために特定希少野生動植物の捕獲等をしたときは、知事が定めるところにより知事に報告するものとする。

様式第14号（第27条関係） 身分証明書

(表)

身分証明書		第	号
写 真	年 月 日交付		
	年 月 日まで有効		
	所 属		
	職 名		
	氏 名		
<p>上記の者は、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第15条第1項、第23条第2項及び第24条第1項に規定する職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事 印</p>			

(裏)

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第13条第1項の許可を受けた者に対し、特定希少野生動植物の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、特定希少野生動植物の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査等）

第23条 省略

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定希少野生動植物保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が特定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（実地調査）

第24条 知事は、第19条第1項又は第21条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

告 示

○愛媛県告示第1398号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成20年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社平田石油店 代表取締役 永田英生	松山市平田町376番地	平成20年 6月30日

○愛媛県告示第1399号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成20年9月17日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成20年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
21	愛媛県猟友会 松山支部 赤松 守	1 売りさばき人住所 松山市雄郡1丁目 1-31フクセンA P2階	1 売りさばき人住所 松山市築山町7- 10渡部ビル内

○愛媛県告示第1400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成20年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870201674	エスエイ福祉車輛有限会社	愛媛県今治市高部乙129番地6	福祉用具貸与	エスエイ福祉車輛有限会社	愛媛県今治市高部乙129番地6	平成20年8月1日
3870201674	エスエイ福祉車輛有限会社	愛媛県今治市高部乙129番地6	特定福祉用具販売	エスエイ福祉車輛有限会社	愛媛県今治市高部乙129番地6	平成20年8月1日
3870301169	株式会社堂崎	愛媛県宇和島市石応1312番地	訪問介護	ヘルパーあさがお	愛媛県宇和島市石応1312番地	平成20年8月1日
3870501867	愛媛医療生活協同組合	愛媛県松山市来住町1079番地12	通所介護	デイサービスいずみかわ	愛媛県新居浜市瀬戸町1-2	平成20年8月1日
3870107046	有限会社葵星	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	通所介護	デイサービスセンター煌乃星	愛媛県松山市古川北二丁目16番6号	平成20年8月12日
3870107053	医療法人弓裕会	愛媛県松山市宮田町9番地1	通所介護	日野デイサービス	愛媛県松山市宮田町9番地1	平成20年8月18日
3870600982	合同会社安用	愛媛県西条市石延108番地1	訪問介護	もも	愛媛県西条市石延108番地1	平成20年8月18日
3873500866	社会福祉法人エンゼル	愛媛県伊予郡松前町北川原33番地1	通所介護	デイサービスセンターこだま	愛媛県伊予郡松前町大間314番地	平成20年8月26日

○愛媛県告示第1401号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成20年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870107012	株式会社ふゆうちゃあ	愛媛県松山市みどりヶ丘5-15	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ふゆうちゃあ	愛媛県松山市みどりヶ丘5-15	平成20年8月1日
3870107038	医療法人友朋会	愛媛県松山市溝辺町甲331番地	居宅介護支援	居宅介護支援事業所なかじま	愛媛県松山市中島大浦3081-1	平成20年8月1日
3870600982	合同会社安用	愛媛県西条市石延108番地1	居宅介護支援	もも	愛媛県西条市石延108番地1	平成20年8月18日

○愛媛県告示第1402号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成20年9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870201674	エスエイ福祉車輛有限会社	愛媛県今治市高部乙129番地6	介護予防福祉用具貸与	エスエイ福祉車輛有限会社	愛媛県今治市高部乙129番地6	平成20年8月1日
3870201674	エスエイ福祉車輛有限会社	愛媛県今治市高部乙129番地6	特定介護予防福祉用具販売	エスエイ福祉車輛有限会社	愛媛県今治市高部乙129番地6	平成20年8月1日
3870301169	株式会社堂崎	愛媛県宇和島市石応1312番地	介護予防訪問介護	ヘルパーあさがお	愛媛県宇和島市石応1312番地	平成20年8月1日
3860590987	株式会社東雲精工	愛媛県新居浜市東雲町二丁目6番65号	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションしのめ	愛媛県新居浜市東雲町二丁目6番65号	平成20年8月1日
3870501867	愛媛医療生活協同組合	愛媛県松山市来住町1079番地12	介護予防通所介護	デイサービスいずみかわ	愛媛県新居浜市瀬戸町1-2	平成20年8月1日
3870107046	有限会社葵星	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	介護予防通所介護	デイサービスセンター煌乃星	愛媛県松山市古川北二丁目16番6号	平成20年8月12日
3870107053	医療法人弓裕会	愛媛県松山市宮田町9番地1	介護予防通所介護	日野デイサービス	愛媛県松山市宮田町9番地1	平成20年8月18日
3870600982	合同会社安用	愛媛県西条市石延108番地1	介護予防訪問介護	もも	愛媛県西条市石延108番地1	平成20年8月18日
3873500866	社会福祉法人エンゼル	愛媛県伊予郡松前町北川原33番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンターこだま	愛媛県伊予郡松前町大間314番地	平成20年8月26日

○愛媛県告示第1403号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。
平成20年9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護老人福祉施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護老人福祉施設		指定年月日
				名称	所在地	
3871400424	西予市	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	介護老人福祉施設	宇和町特別養護老人ホーム松葉寮	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1	平成20年8月1日

○愛媛県告示第1404号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成20年9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3860190945	有限会社愛媛生活リハビリケア研究所	愛媛県松山市中野町甲366番地1	訪問看護	愛媛リハビリ訪問看護ステーション	愛媛県松山市森松町290番地	愛媛県松山市中野町甲366番地1	平成20年8月8日
3870104332	有限会社愛媛生活リハビリケア研究所	愛媛県松山市中野町甲366番地1	福祉用具貸与	愛媛リハビリ福祉用具サービス	愛媛県松山市森松町290番地オフィス辻田	愛媛県松山市中野町甲366番地1	平成20年8月8日
3870104332	有限会社愛媛生活リハビリケア研究所	愛媛県松山市中野町甲366番地1	特定福祉用具販売	愛媛リハビリ福祉用具サービス	愛媛県松山市森松町290番地オフィス辻田	愛媛県松山市中野町甲366番地1	平成20年8月8日
3860191075	有限会社リハビリステーションみかん	愛媛県松山市東長戸三丁目4番34号	訪問看護	訪問看護ステーションみかんリハビリクラブ	愛媛県松山市西長戸町205番地1サニーハイツ西長戸105号	愛媛県松山市東長戸3丁目4番34号サン・フローラYSD103号室	平成20年8月29日

○愛媛県告示第1405号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成20年9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地 又は住所	サービスの 種類	指定居宅介護支援事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870600768	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市水見丙444 - 1	居宅介護 支援	ケアプランセンター多 賀の里	愛媛県西条市北条23 1番地 1	愛媛県西条市北条23 2番地 1	平成20年 8月 1日
3870105974	有限会社愛媛生活リハビ リケア研究所	愛媛県松山市中野町甲36 6番地 1	居宅介護 支援	愛媛リハビリ居宅介護 支援センター	愛媛県松山市森松町 290番地オフィス辻 田	愛媛県松山市中野町 甲366番地 1	平成20年 8月 8日

○愛媛県告示第1406号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サー ビス事業者の開設 者の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地 又は住所	サービスの 種類	指定介護予防サービス事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3860190945	有限会社愛媛生活リハビ リケア研究所	愛媛県松山市中野町甲36 6番地 1	介護予防 訪問看護	愛媛リハビリ訪問看護 ステーション	愛媛県松山市森松町 290番地	愛媛県松山市中野町 甲366番地 1	平成20年 8月 8日
3870104332	有限会社愛媛生活リハビ リケア研究所	愛媛県松山市中野町甲36 6番地 1	介護予防 福祉用具 貸与	愛媛リハビリ福祉用具 サービス	愛媛県松山市森松町 290番地オフィス辻 田	愛媛県松山市中野町 甲366番地 1	平成20年 8月 8日
3870104332	有限会社愛媛生活リハビ リケア研究所	愛媛県松山市中野町甲36 6番地 1	特定介護 予防福祉 用具販売	愛媛リハビリ福祉用具 サービス	愛媛県松山市森松町 290番地オフィス辻 田	愛媛県松山市中野町 甲366番地 1	平成20年 8月 8日
3860191075	有限会社リハビステー ションみかん	愛媛県松山市東長戸三丁 目 4 番34号	介護予防 訪問看護	訪問看護ステーション みかんリハビリクラブ	愛媛県松山市西長戸 町205番地 1サニー ハイツ西長戸105号	愛媛県松山市東長戸 3丁目4番34号サン フローラY S D 103 号室	平成20年 8月29日

○愛媛県告示第1407号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成20年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サー ビス事業者の開設 者の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地 又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3810528343	愛媛医療生活協同組合	愛媛県松山市来住町1079 - 12	通所リハビリテ ーション	愛媛医療生活協同組合泉 川診療所	愛媛県新居浜市瀬戸町 1 - 2	平成20年 7月31日
3871200147	有限会社エスエーサー ビス	愛媛県西条市大野330番 地 1	福祉用具貸与	有限会社エスエーサー ビス	愛媛県西条市大野330番 地 1	平成20年 8月 1日
3871200147	有限会社エスエーサー ビス	愛媛県西条市大野330番 地 1	特定福祉用具販売	有限会社エスエーサー ビス	愛媛県西条市大野330番 地 1	平成20年 8月 1日

○愛媛県告示第1408号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所を廃止した旨の届出があった。

平成20年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支 援事業者の開設者 の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地 又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870105909	株式会社谷川	愛媛県松山市みどりヶ丘 5 - 15	居宅介護支援	居宅介護支援事業所谷川	愛媛県松山市みどりヶ丘 5 - 15	平成20年 7月31日
3871300319	医療法人慶尚会	愛媛県四国中央市土居町 蕪崎253番地の 1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所けい こう	愛媛県四国中央市土居町 蕪崎253番地の 1	平成20年 7月31日

3870200734	有限会社ワードアイ	愛媛県今治市玉川町別所甲93番3	居宅介護支援	おかげさん	愛媛県今治市東村五丁目8番35号	平成20年 8月23日
------------	-----------	------------------	--------	-------	------------------	-------------

○愛媛県告示第1409号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成20年 9月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3810528343	愛媛医療生活協同組合	愛媛県松山市来住町1079-12	介護予防通所リハビリテーション	愛媛医療生活協同組合泉川診療所	愛媛県新居浜市瀬戸町1-2	平成20年 7月31日
3871200147	有限会社エスエイサービス	愛媛県西条市大野330番地1	介護予防福祉用具貸与	有限会社エスエイサービス	愛媛県西条市大野330番地1	平成20年 8月1日
3871200147	有限会社エスエイサービス	愛媛県西条市大野330番地1	特定介護予防福祉用具販売	有限会社エスエイサービス	愛媛県西条市大野330番地1	平成20年 8月1日

○愛媛県告示第1410号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成20年 9月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名称	所在地	
3810128987	医療法人河原医院	愛媛県松山市高岡町630番地3	介護療養型医療施設	河原医院	愛媛県松山市高岡町630番地3	平成20年 8月1日

○愛媛県告示第1411号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成20年 9月30日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
宇第46号	宇和島市曙町1番地	宇和島市	宇和島市曙町1番地 宇和島市役所（本庁）	平成20年 9月12日

○愛媛県告示第1412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 9月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市樋之口字鳥谷56番15から 同明屋敷字八千代巷281番1まで	旧	メートル 6.5~11.5 15.0~54.0	キロメートル 0.669 0.790	
			新	15.0~54.0	0.790	

○愛媛県告示第1413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯谷口川内線	東温市松瀬川字檜皮甲1836番3から 同市松瀬川字中坪甲1788番2まで	旧	メートル 3.0~21.4	キロメートル 0.121	
			新	11.9~21.8	0.117	

○愛媛県告示第1414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯谷口川内線	東温市松瀬川字檜皮甲1836番3から 同市松瀬川字中坪甲1788番2まで	平成20年 9月30日

○愛媛県告示第1415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市豊茂丙91番5	平成20年 9月30日

訓 令

○愛媛県訓令第16号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第4（第4条関係） 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項						別表第4（第4条関係） 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者					知 事	専決者	
				部 長	局 長					課 長	部 長

自然保護課	1～7 省略																				
	8 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例の施行に関する事務	1 基本方針の策定及び変更 (第8条第1項、第3項から第5項まで)	—																		
		2 特定希少野生動植物の指定及び指定の解除(第9条第1項から第3項まで、第6項、第8項、第9項)	—																		
		3 公聴会の開催(第9条第5項、第19条第6項、第21条第7項)			—																
		4 特定希少野生動植物の個体の捕獲等に関すること。																			
		(1) 許可(第13条第1項、第4項から第6項まで)							—												
		(2) 許可証又は従事者証の再交付(第13条第7項)																			—
		(3) 許可に係る措置命令(第14条第1項)																			—
		(4) 許可の取消し(第14条第2項)																			—
		(5) 許可を受けた者に対する報告の徴収及び立入検査(第15条第1項、第2項)																			—
		(6) 届出の受理(愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則(以下この部において「規則」という。)第5条第2号、第4号、第22条第1項)																			—
		(7) 許可証又は従事者証の返納の受理(規則第7条第7項、第9項)																			—
		5 特定希少野生動植物保護区又は立入制限地区の指定及び指定の解除(第19条第1項から第4項まで、第7項、第9項、第10項、第21条第1項、第3項、第7項)	—																		
		6 特定希少野生動植物保護区に関すること。																			
(1) 行為の許可(第20条第1項、第4項)																			—		
(2) 既着手行為の届出の受理																			—		

(第20条第5項)				
(3) 木竹の伐採方法等の指定 (第20条第6項第3号)			—	
(4) 応急措置行為の届出の受理(第20条第7項)			—	
(5) 立入制限地区への立入りの許可(第21条第4項第3号、第6項)			—	
(6) 実施方法に係る指示(第22条第1項)			—	
(7) 行為の中止命令等(第22条第2項)			—	
(8) 許可の取消し(第22条第3項)			—	
(9) 行為の実施状況等の報告の徴収及び立入検査等(第23条第1項、第2項)				—
(10) 指定のための実地調査(第24条第1項、第2項)				—
(11) 損失の補償(第25条第1項、第3項)			—	
(12) 鉱物の採取等の届出の受理(規則第13条第3号キ)				—
7 保護管理事業に関すること。				
(1) 保護管理事業計画の策定及び変更(第26条第1項、第3項、第4項)		—		
(2) 市町の事業計画の確認又は変更の確認(第27条第2項)			—	
(3) 国等以外の者の事業計画の認定又は変更の認定(第27条第3項、第4項)			—	
(4) 実施状況等の報告の徴収(第28条第4項)				—
(5) 認定等の取消し又は中止命令等(第29条第2項、第3項)			—	
8 野生動植物保護推進員の委嘱(第40条第1項)		—		
9 個体の捕獲等又は特定希少野生動植物保護区等の区域内における行為に係る国等との協議(第41条第2項)			—	

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(産業経済部各課室の所掌事務)</p> <p>第4条 産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原森林林業課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)～(24) 省略</p> <p>(25) 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。</p> <p>(25)の2～(27) 省略</p> <p>7～14 省略</p>	<p>(産業経済部各課室の所掌事務)</p> <p>第4条 産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原森林林業課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)～(24) 省略</p> <p>(25) 野生生物の保護及び狩猟に関すること。</p> <p>(25)の2～(27) 省略</p> <p>7～14 省略</p>

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

公 告

○公 告

愛媛県人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成20年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

平成19年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で429人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(7) 知事

(単位：人)

区分	行政事務	総合土木	児童指導員	児童自立支援員	薬剤師	心理判定員	獣医師	看護師	作業療法士	合計
男性	9	2	0	1	0	0	1	2	1	16
女性	6	1	3	1	2	2	2	1	1	19
合計	15	3	3	2	2	2	3	3	2	35

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	医師	薬剤師	診療放射線技師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	看護師	合計
男性	29	0	1	0	0	0	11	41
女性	6	2	0	1	2	1	79	91
合計	35	2	1	1	2	1	90	132

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	学校事務	学校栄養職員	合計
男性	28	11	0	3	1	43
女性	74	19	9	1	2	105
合計	102	30	9	4	3	148